甲賀市社会福祉協議会
身体拘束等適正化のための指針

令和 5 年（2023 年）4 月

社会福祉法人甲賀市社会福祉協議会

１．身体拘束等の適正化に関する基本的考え方

（１）利用者の尊厳に基づき、安心・安全を提供するため、利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障がいを理解した上で身体拘束を原則禁止とする。

（２）身体拘束防止に関し次の方針を定め、すべての従業者に周知徹底する。

・身体拘束は行ってはいけない。
・身体拘束を許容する考え方はしない。
・利用者の人権を最優先する。

２．身体拘束に該当する具体的な行為

（１）車いすやベッド等に縛り付ける。
（２）手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋をつける。
（３）行動を制限するために、介護衣（つなぎ）を着せる。
（４）自分の意思で開ける事のできない居室などに隔離する。
（５）本人の行動を制限する。

３．身体拘束の適正化のための体制

身体拘束適正化等を目的として身体拘束の適正化委員会（以下委員会）を設置する。

（１）委員会の開催

委員会は年１回以上、定期的に開催する。また、必要に応じて随時開催する。

（２）記録及び周知

委員会を開催した場合、その内容・検討結果を職員に周知徹底する。

４．緊急やむを得ない場合に行う身体拘束（身体拘束の３つの要件）

（１）切迫性

利用者本人又は他の利用者の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高い事

（２）非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がない事

（３）一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的である事

５．身体拘束等発生時の対応に関する方針

身体拘束を行わない事が原則であるが、利用者又は他の利用者の生命・身体を守るために３つの要件（切迫性・非代替性・一時性）を満たした上で緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、また、訪問先で、家族や養護者が身体拘束を行っていることを発見した場合、次の対応を行う。

（１）管理者より、身体拘束適正化委員会に報告する。

（２）身体拘束適正化委員を複数名含むメンバーでの検討

①定期的に検討会を開催

②検討会議の記録を委員会に報告する。

③（事業所が拘束を行う場合）利用者及び家族への説明（様式１）

④委員会からの意見をふまえ再検討を行う。

＊身体拘束が解除されるまで①～④を繰り返す。

６．身体拘束等適正化のための研修

年１回以上の定期的な研修と職員採用時に研修を実施する。

７．当該指針の閲覧

当該指針は事業所内に掲示等するとともに、法人のホームページに掲載し、利用者及び家族、全ての職員がいつでも閲覧できるようにする。